

入居者死亡時損害を最大30万円補償する特約開始

新プランのスタートは5月17日から

アソシア

少額短期保険のアソシア(東京都千代田区)に注目が集まっている。同社は、社会問題化する孤独死(孤立死)に対応する保険商品を積極的にリリースしている。

今年5月17日、同社の



▶同社ホームページ

主力商品である新家財総合保険「わが家の保険」に「被保険者の死亡に係る修理費用担保特約」(以下「特別修理費用特約」)がセットされた新プランの提供を開始する。「わが家の保険」は入居者の家財や貸主等への損害賠償責任を補償する家財総合保険を提供するもの。

「新プランの特別修理費用特約を付帯すれば、被保険者である入居者が借戸室内で死亡し、遺体が腐敗するなどして戸室に損害が生じた場合、死亡した入居者の相続人が「大家の味方」を販売している。同商品は、入居者の孤独死や自殺といった死亡事故、火災、風災、水災等により賃貸住宅に損害が生じりフォームが必要となった場合に、建物復旧期間中その戸室を貸せなくなったことで生じた家賃収入の損失を最大6カ月間補償するもの。発表時は大きな話題の入り口である。こうした声もあって、対応してオーナーの家賃収入を補償する保険は、業界で初めての保険商品だけにかなり得るか、期待は大きい。

死亡した入居者の相続人が「大家の味方」を販売している。同商品は、入居者の孤独死や自殺といった死亡事故、火災、風災、水災等により賃貸住宅に損害が生じりフォームが必要となった場合に、建物復旧期間中その戸室を貸せなくなったことで生じた家賃収入の損失を最大6カ月間補償するもの。発表時は大きな話題の入り口である。こうした声もあって、対応してオーナーの家賃収入を補償する保険は、業界で初めての保険商品だけにかなり得るか、期待は大きい。

死亡した入居者の相続人が「大家の味方」を販売している。同商品は、入居者の孤独死や自殺といった死亡事故、火災、風災、水災等により賃貸住宅に損害が生じりフォームが必要となった場合に、建物復旧期間中その戸室を貸せなくなったことで生じた家賃収入の損失を最大6カ月間補償するもの。発表時は大きな話題の入り口である。こうした声もあって、対応してオーナーの家賃収入を補償する保険は、業界で初めての保険商品だけにかなり得るか、期待は大きい。

死亡した入居者の相続人が「大家の味方」を販売している。同商品は、入居者の孤独死や自殺といった死亡事故、火災、風災、水災等により賃貸住宅に損害が生じりフォームが必要となった場合に、建物復旧期間中その戸室を貸せなくなったことで生じた家賃収入の損失を最大6カ月間補償するもの。発表時は大きな話題の入り口である。こうした声もあって、対応してオーナーの家賃収入を補償する保険は、業界で初めての保険商品だけにかなり得るか、期待は大きい。

死亡した入居者の相続人が「大家の味方」を販売している。同商品は、入居者の孤独死や自殺といった死亡事故、火災、風災、水災等により賃貸住宅に損害が生じりフォームが必要となった場合に、建物復旧期間中その戸室を貸せなくなったことで生じた家賃収入の損失を最大6カ月間補償するもの。発表時は大きな話題の入り口である。こうした声もあって、対応してオーナーの家賃収入を補償する保険は、業界で初めての保険商品だけにかなり得るか、期待は大きい。

死亡した入居者の相続人が「大家の味方」を販売している。同商品は、入居者の孤独死や自殺といった死亡事故、火災、風災、水災等により賃貸住宅に損害が生じりフォームが必要となった場合に、建物復旧期間中その戸室を貸せなくなったことで生じた家賃収入の損失を最大6カ月間補償するもの。発表時は大きな話題の入り口である。こうした声もあって、対応してオーナーの家賃収入を補償する保険は、業界で初めての保険商品だけにかなり得るか、期待は大きい。